

# 委託業務仕様書

## 1 委託業務名

備前おかやま観光デジタルプロモーション事業

## 2 業務目的

本事業は、20代～30代の関西圏（大阪、兵庫及び京都）在住女性を主なターゲットとし、岡山県備前県民局管内（備前地域）への観光誘客の促進を目的とする。SNS映えする観光資源を活用したモデルコースの造成及びインフルエンサーによる情報発信や、デジタル広告の展開を通じ、備前地域の認知度向上と誘客促進を図る。

## 3 テーマ

「岡山市を入口とした備前エリアの周遊促進」

※本仕様書において「備前エリア」とは、岡山県備前県民局管内のうち、岡山市を除く地域を指す。

### 【テーマ設定の背景・目的】

岡山県備前県民局管内のうち、岡山市は、関西圏から新幹線で約1時間、車で約1～3時間とアクセスが良好である。一方で、岡山市を玄関口として県内外へ移動しやすいことから、日帰り旅行や他県（広島・香川方面）への通過点になりやすく、宿泊や夜間消費につながりにくい状況にある。

また、観光においては、岡山後楽園や倉敷美観地区等の知名度の高い観光地のイメージが強く、旅行行程も岡山市・倉敷市を中心に組み立てられる傾向があり、備前エリアへの立寄りや周遊に広がっていない。

そこで、本事業では、県内観光の入口となっている岡山市を拠点（ハブ）とし、そこから備前エリア（スポーク）へと来訪者を誘導する「ハブ&スポーク型」の観光プロモーションを実施し、岡山市から備前エリアへの観光導線の形成を図る。

## 4 業務内容

次の業務をすべて実施すること。なお、(1)～(4)に係る業務を適切に実施した上で、下記7の委託限度額の範囲内において、業務の目的を達成するために効果的な企画を立案し、実施することができるものとする。

### (1) インフルエンサーによるFAMツアーの実施

20代～30代関西圏在住の女性向けSNSで影響力のあるインフルエンサーを選定し、テーマ及び下記(ア)～(エ)に沿ったFAMツアーを実施すること。

ア モデルコースについて

(ア) 備前地域らしさや備前地域ならではの魅力が伝わる内容とすること。

(イ) 1泊2日を基本とし、岡山市での滞在と備前エリアでの体験につながるコースで、岡山市から備前エリアへの周遊を促す導線を意識した行程とすること。なお、コースの企画・造成においては、インフルエンサーの知見を活かし、SNSでの訴求力を意識した

コースとすること。

(ウ) 若年女性層の嗜好を踏まえたコース設計とすること。

(エ) 事前にモデルコース案を岡山県備前県民局に提出し、内容の確認を受けること。

#### イ インフルエンサーについて

(ア) 1人当たりのインスタグラムのフォロワー数は、約10万人以上とする。ただし、フォロワー数だけでなく、エンゲージメント率（いいね、コメント、保存、シェア数などの反応率）の高さやターゲット層に近いこと等も選定基準とすること。

(イ) 主に観光、旅行、グルメ等の投稿を行っていることが望ましい。

(ウ) 最低3名以上招聘すること。

(エ) より多様な視点や効果的なプロモーションが期待できる場合は、フォロワー規模や招聘人数など、柔軟な提案を可能とする。

#### ウ FAMツアーのSNSでの情報発信

(ア) FAMツアーの内容をインフルエンサーのインスタグラムにて投稿すること。

(イ) 投稿回数は、カルーセル投稿またはリール投稿で複数回とすること。なお、可能な範囲でストーリーズやその他SNSでも発信を行うことが望ましいが、投稿回数には含まないものとする。

(ウ) 投稿内容は、スポークである備前エリアの魅力や体験内容が伝わるものとし、来訪者の周遊行動につながる情報発信とすること。

(エ) 投稿には指定のハッシュタグを付けること。

(オ) キャプションに取材先の情報（住所・店舗名・HPのURL等）を記載すること。

(カ) 投稿内容や写真・動画等の二次利用に係る許諾をインフルエンサーから取得すること。

(キ) 投稿時期は、岡山県備前県民局と相談の上、決定すること。

#### エ その他

(ア) インフルエンサー本人及び訪問先との連絡調整を行い、円滑な取材を行うこと。

（原則、訪問に必要な取材許可等は受託者が行うものとし、岡山県備前県民局は受託者のみでは業務の遂行が困難な場合のみ協力するものとする。）

(イ) 撮影等に必要なお金（交通費・宿泊費等）については、受託者が負担すること。

## (2) デジタル広告の配信

Google 広告や、インスタグラム等のSNS広告を活用し、備前地域の認知度向上及び誘客促進を図ること。なお、広告配信を実施するにあたり、提供されるアカウント情報は、第三者に漏れないよう厳重に管理すること。

#### ア 広告期間

インフルエンサーの投稿及び岡山県備前県民局が作成する特集記事が完成した後の配信を想定しているが、詳細は岡山県備前県民局と調整の上、決定すること。

#### イ ターゲット

旅行や観光、グルメ等に関心のある関西圏在住20代～30代女性

#### ウ 誘導先

岡山県備前県民局が作成する特集記事（４（１）ウにおいて、インフルエンサーが投稿した写真・動画・文章などをもとに作成したもの）を基本とする。

エ 誘導効果が最大化されるよう、適切なキーワードの選定やバナーの作成等を行い、配信すること。

オ 具体的な配信方法については、岡山県備前県民局と調整し、決定すること。

※岡山県備前県民局が作成する特集記事について

インフルエンサーの投稿をもとに、岡山観光WEB上にモデルコースを紹介する特集ページの作成を予定しているが、より効果的なプロモーションが期待できる場合は、柔軟な提案を可能とする。

【参考（令和7年度実施分）】

<https://www.okayama-kanko.jp/feature/bizen-area/top>（モデルコース部分）

なお、岡山観光WEB「岡山県備前エリアガイド」は、当課が作成・運営を委託している観光情報発信ページで、本事業における情報発信については、当ページとの関係性も含めた効果的な情報発信となることが望ましい。

### （３）岡山県備前県民局公式Instagramの活用

岡山県備前県民局公式Instagram（@nijiiro\_trip\_7）のフォロワー数増加に繋がる活用方法を提案すること。なお、キャンペーン等の実施に当たっては、企画の提案、応募規約作成、景品手配・発送及び当選者選定等、一連の業務を受託者の責任において円滑に実施すること。

### （４）目標の設定等

本業務の実施に当たっては、事前に目標KPIを設定し、目標が達成されるよう業務を実施すること。

## ５ 成果品等の納品・提出

### （１）成果物の納品

納品すべき成果物	提出方法	納品時期
３（１）ウで発信する文章、写真及び動画	メール及びDVD等 (写真はJPEG形式等、 動画はMP4形式等)	・メールについては、各成果物完成後、 随時納品 ・DVDについては、全て完成後、速やかに納品

### （２）業務実績報告書の提出

委託業務終了後、速やかに業務実績報告書（様式は任意とする。）を作成し、岡山県備前県民局へ提出すること。

なお、報告書の作成にあたっては、以下の点を記載すること。

ア インフルエンサーFAMツアーの実施結果

イ SNS発信実績

（ア）投稿内容のスクリーンショット及びURL

（イ）投稿にリーチしたアカウント数やインプレッション、エンゲージメント数及びエンゲ

ージメント率、オーディエンス等の情報及び分析内容

(ウ) 発信実績の分析結果

ウ デジタル広告配信結果

(ア) インプレッション数、リーチ数、アクセス数及び費用対効果（C P A）等

エ 岡山県備前県民局 S N S 活用結果

オ 目標 K P I 達成状況

(ア) 設定した目標 K P I の達成状況

(イ) 目標未達成 K P I がある場合は、その要因分析及び考察

カ 総合的な効果検証と考察

(ア) 事業全体の効果検証

(イ) 改善点や今後のアプローチについての提案

(ウ) 本事業で得られた知見や成果、課題を踏まえた次年度以降の備前エリア観光プロモーション戦略の提案

## 6 実施体制

実施に当たっては、岡山県備前県民局と綿密な連携を図りながら、業務が円滑に遂行できる体制をとること。

## 7 委託予定期間

契約締結日から令和 9 年 2 月 26 日（金）まで

## 8 委託限度額

7,480,000 円以内（消費税及び地方消費税含む）

## 9 留意事項

- (1) 本業務により納品された成果物にかかる一切の著作権は、岡山県備前県民局に帰属することとする。また、成果物については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。（第三者が有する知的財産権の侵害の申し立てを受けた時には、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。）
- (2) 本業務実施に伴い、適用を受ける法令、規定等を遵守し、遺漏のないようにすること。  
なお、第三者との間に発生したトラブルに対しては、責任をもって対処すること。
- (3) 委託業務実施にあたっては、岡山県備前県民局と協議・調整しながら進めること。
- (4) 企画提案内容については、実現可能性のあるものとする。ただし、岡山県備前県民局と協議・調整の結果、変更して実施する場合がある。
- (5) 本業務の実施上、知り得た情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用してはならない。また、個人情報の保護については十分に注意し、流出・損失を生じないこと。
- (6) インフルエンサーは、暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成 22 年岡山県条例第 57 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当しないこと、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していないことを誓約できる者であること。
- (7) その他、本仕様書に記載されていない事項及び記載内容に疑義が生じた場合には、岡山県

備前県民局と受託者の間で誠意をもって協議を行うこと。